

定 款

2022 年 6 月 29 日

中国工業株式会社

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、中国工業株式会社と称し、英文では、CHUGOKUKOGYO CO., LTD. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 車輛、船舶及びこれらに付属する機器の製造及び販売並びに修理
- 2 各種建設土木工事の請負
- 3 高圧ガス容器、貯槽、配管、燃焼機器、その他高圧ガス機器の製造及び販売
- 4 高圧ガス容器、貯槽及び配管の検査並びに修理
- 5 高圧ガス製造設備、消費設備の請負
- 6 高圧ガスの販売
- 7 搬送機器の設計、製造及び据付
- 8 電気機械機器の製造及び販売
- 9 鉄鋼製造用設備の製造及び販売並びに修理
- 10 プラスチック製容器、カバー及び部材の製造、据付及び販売
- 11 畜産施設用機器の製造、据付及び販売並びに修理
- 12 家畜用飼料の貯蔵用、搬送用、中継用設備の製造、据付及び販売並びに修理
- 13 下水及び廃水処理装置の製造及び据付並びに保守
- 14 環境関連機器の製造及び販売並びに保守
- 15 防災機器の製造及び販売
- 16 衛生用品、家庭用品、日用雑貨品及び食品の製造及び販売
- 17 動産、不動産の賃貸及び管理
- 18 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を広島市に置き、支店を必要の地に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役
- 3 監査役会
- 4 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、広島市において発行する中国新聞及び官報に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は 800 万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は 100 株とする。

(単元未満株式についての権利の制限)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- 2 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第 10 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に対して請求（以下「買増請求」という。）することができる。

ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。

- ② 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。

(株式取扱規則)

第 12 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し・その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 13 条 当社の定時株主総会は毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合にそのつど招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法令に定めるものの全部または一部について、

議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会の議事録)

第19条 株主総会の議事については、議事録に議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第20条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。

② 当会社の代表取締役は3名以内としその1名を社長とする。

③ 取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の4日前に発するものとする。

ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会の議事については、議事録に議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、出席取締役及び監査役が記名押印又は電子署名する。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(顧問及び相談役)

第31条 当社は取締役会の決議により、顧問及び相談役を若干名おくことができる。

② 顧問及び相談役は当会社の重要な業務について取締役会の諮問に応ずるものとする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第32条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第33条 監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

③ 会社法第329条第2項の規定に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

④ 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

(常勤の監査役)

第35条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の4日前に発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会の議事については、議事録に議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、出席監査役が記名押印又は電子署名する。

(報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役との責任限定契約)

第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議をもって選任する。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人との責任限定契約)

第44条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第45条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等)

第46条 当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

② 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として金銭による剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第47条 金銭による剰余金の配当は、支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

② 未払配当金については利息を支払わない。

附 則

- ① 変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生じるものとする。
- ② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。
- ③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。